明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○船員法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通九三）　一
〔告　示〕
○道路に関する件（近畿地方整備局二八四）　八
〔官庁報告〕
官庁事項　八
太平洋広域漁業調整委員会指示（太平洋広域漁業調整委員会）　八
〔公　告〕
諸事項　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人科学技術振興機構入札、平成二十二年度日本鉄道共済組合の決算、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　吾
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　吾
会社その他
会社決算公告　吾

省令

○国土交通省令第九十三号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第十九条、第五十条第三項、第八十二条の二第五項、第八十三条第二項、第百十七条の二第二項、第百十七条の三第一項及び第二項、同条第三項において準用する第百十七条の二第五項、第百十九条の二並びに第百二十条の三第一項並びに国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第七条第五項の規定に基づき、船員法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二日

国土交通大臣　前田　武志

船員法施行規則等の一部を改正する省令

（船員法施行規則の一部改正）

第一条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「外国語」の下に「（英語を除く。）」を、「明らかにした」の下に「日本語又は英語による」を加える。

第五十五条第一項第二号中「色神」を「色覚」に改め、「部員」の下に「、機関部の職員及び航海当直部員、無線部の職員」を加える。

第五十六条第一項中「色神」を「色覚」に改め、同条第二項中「その航海の終了するときまで」を「当該期間が満了した日から起算して三月を経過する日又はその航海の終了する日のいずれか早い日までの間」に改め、「健康証明書」の下に「（航海の態様その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める漁船に乗り組む者の受有する健康証明書を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

船舶所有者は、緊急に欠員を補充する必要がある場合その他やむを得ない場合において、最寄りの地方運輸局長の許可を受けたときは、第一項の期間が満了した健康証明書を受有する者を当該期間が満了した日から起算して三月を超えない範囲内において、船舶に乗り組ませることができる。

第七十七条の四の表四の項中「当該タンカー」を「石油タンカー又は液体化学薬品タンカー」に、「、甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（石油・液体化学薬品）」に改め、同表に次のように加える。

五　第一号から第三号までに掲げる海員以外の海員であつて液化ガスタンカーに積載される危険物又は有害物の取扱いに関し責任を有するもの	甲種危険物等取扱責任者（液化ガス）又は乙種危険物等取扱責任者（液化ガス）

第七十七条の五の表二の項中「前条の表第四号」の下に「又は第五号」を加える。

第七十七条の六第一項中「又はこれと同等の能力があるものとして」を「に適合する者又は当該要件と同等の能力を有することを証する千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（第七十八条の二の三において「条約」という。）の締約国が発給した条約に適合する危険物又は有害物の取扱いに関する業務の管理に関する資格証明書（次項及び第七十七条の七第一項において「締約国資格証明書」という。）を受有する者であつて」に、「適合する者」を「適合するもの」に改め、同条第二項中「及び」を「並びに」に、「又はこれと同等の能力があるものとして」を「に適合することを証する書類又は締約国資格証明書及び前項の」に改める。

第七十七条の七の見出し中「更新」を「有効期間等」に改め、同条第一項を次のように改める。

第七十七条の六第一項の認定の有効期間は、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日（締約国資格証明書を受有する者であつて国土交通大臣が告示で定める基準に適合しているものに係る最初の認定にあつては、当該認定を受けた日から起算して五年を経過する日又は当該締約国資格証明書が効力を失う日のいずれか早い日）までとする。